

# 財団法人国民公園協会役員報酬規程

## (総則)

第1条 財団法人国民公園協会における役員報酬については、この規程の定めるところによる。

## (役員報酬)

第2条 有給とする役員(以下「役員」という。)は、理事長(非常勤の場合を除く。)及び常務理事とし、その報酬は、本俸、及び通勤手当とする。

2 前項の本俸は、年俸制とし、年俸の額の1/2分の1相当額を毎月支払う。

3 役員報酬に関する事務は、本部において取り扱う。

## (年俸の額)

第3条 前条に規定する役員年俸の額は、1,300万円を上限として会長が定める。

## (通勤手当)

第4条 通勤手当の額の算定方法、その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別途定める。

## (支給日)

第5条 役員報酬は、毎月20日に支払う。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支払う。

## (報酬の支給)

第6条 新たに役員となった者には、その者が役員となった日から報酬を支給する。

2 役員が退職又は解任により役員でなくなったときは、その日まで報酬を支給する。

3 役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

## (報酬の日割計算)

第7条 前条第1項及び第2項の規定による報酬の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額とする。

## 附 則

1. この規程は、昭和57年8月1日から適用する。

2. 旧財団法人皇居外苑保存協会、旧財団法人京都御苑保存協会及び旧財団法人新宿御苑保存協会(以下「旧協会」という。)の役員であつて、本協会発足の日に本協会の役員となった者は、協会の役員となったときから本協会の役員となつたとみなす。

## 附 則

この規程は、昭和62年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成3年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成4年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成16年8月1日から適用する。

## 附 則

1. この規程は、平成17年4月1日から適用する。

2. 平成17年度における同年4月以降の役員報酬の支給については、改正後の第2条第2項の規定中「年俸の額の1/2分の1」とあるのは、「当該役員年俸の額から平成17年1月から同年3月までに当該役員に支給した本俸及び調整手当の額の合計額を控除した額の9分の1」とする。